

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

1 事業概要

介護老人保健施設，介護医療院や病院・診療所に通い，心身の機能の維持回復を図り，日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービス

2 人員，設備基準の概要

(1) 人員基準

ア 医療機関（診療所を除く），介護老人保健施設，介護医療院の場合

| 職 種 | 員 数 ・ 資 格 | |
|--|--|--|
| 医師 | 専任の常勤医師 1人以上 | ○介護老人保健施設又は介護医療院の常勤医師が通りハを行う場合は常勤医師の要件を満たす。 ○病院又は診療所と併設された介護老人保健施設又は介護医療院で通りハを行う場合は，双方の施設で医師の配置の人員基準を満たす余力がある場合には，当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で可。 |
| 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員（看護師若しくは准看護師），介護職員 | 【利用者の数が10人以下の単位】 提供時間帯を通じて専従1人以上 【利用者の数が10人を超える単位】 提供時間を通じて，利用者の数を10で除した数以上 | うち，単位ごとに理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が，利用者が100人又はその端数を増すごとに1以上 |
| ※従事者1人が1日に行うことができる単位は，2単位が限度 | | |

イ 診療所の場合

| 職 種 | 員 数 ・ 資 格 | |
|--|--|---|
| 医 師 | 【利用者の数が同時に10人を超える場合】 専任の常勤医師 1人以上 【利用者の数が同時に10人以下】 1人 ※利用者数は，医師1人に対し1日48人以内 | |
| 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員（看護師若しくは准看護師），介護職員 | 【利用者の数が10人以下の単位】 提供時間帯を通じて専従1人以上 【利用者の数が10人を超える単位】 提供時間を通じて，利用者の数を10で除した数以上 | うち，単位ごとに理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，経験看護師が常勤換算で0.1人以上 |
| ※従事者1人が1日に行うことができる単位は，2単位が限度 | | |

※ 利用者数は指定介護予防通所リハビリ及び指定通所リハビリの事業とを同一の事業所で一体的に行う場合は，指定介護予防通所リハビリ及び指定通所リハビリの利用者の数

(2) 設備基準

| 設 備 | 面 積 等 |
|---------------------------------|------------------------|
| 指定通所リハビリテーションを行う専用の部屋等 | 利用定員×3㎡以上（相談室等への動線は除く） |
| 必要な専用機械及び器具 | |
| 消火設備その他非常災害に必要な設備（消防法等に定められた設備） | |

